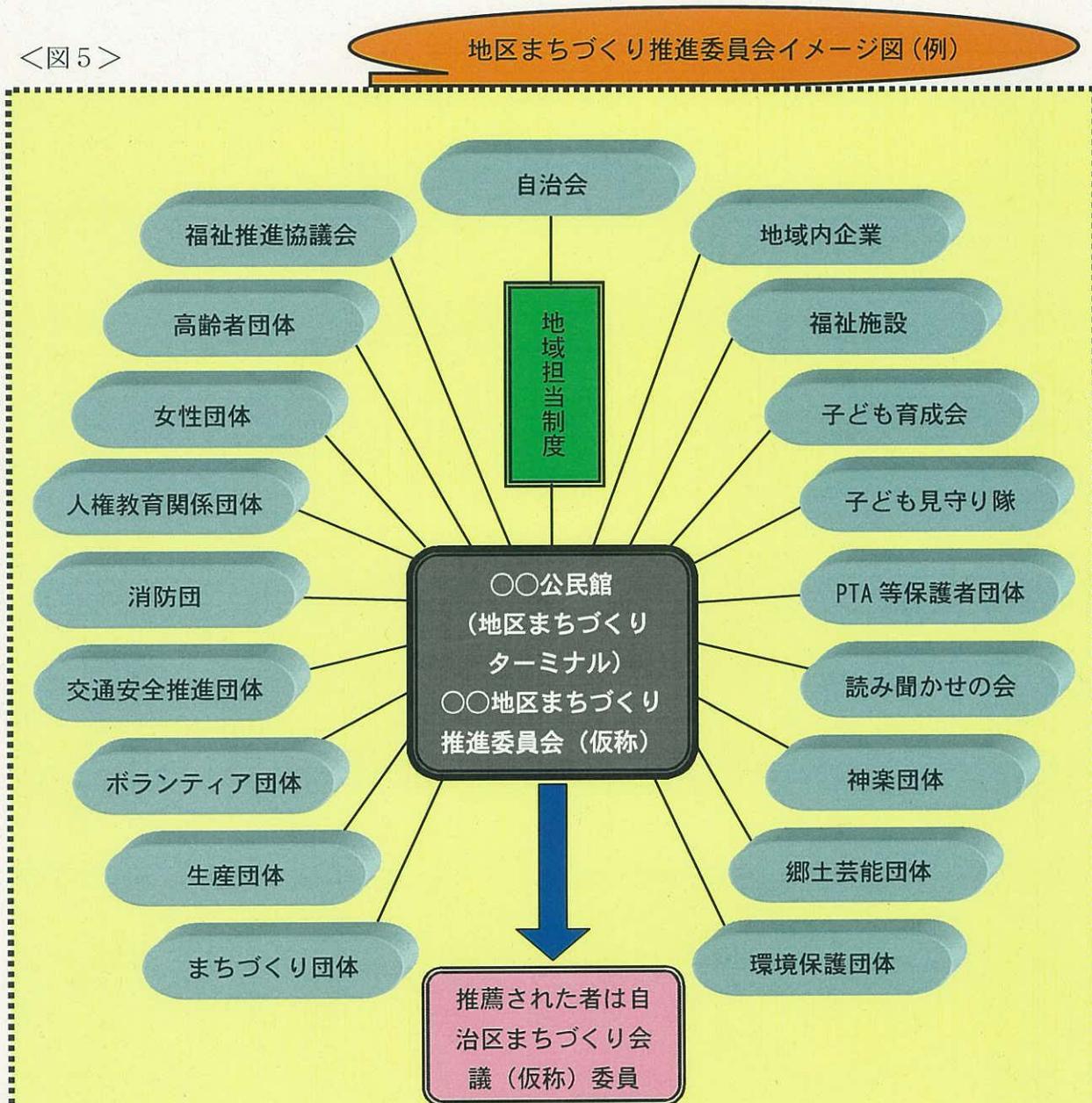


(2) 三隅自治区のまちづくり推進委員会

三隅自治区における「地区まちづくり推進委員会」の組織構成の一例を示したのが、下記イメージ図である。

<図5>

地区まちづくり推進委員会イメージ図(例)



地区まちづくり推進委員会

- ・地域内の地域振興計画の策定及び実行を主たる目的とし、
(1)調査・分析機能、(2)企画機能、(3)調整機能、(4)実行機能 を果たす。
- ・具体的には
 - ①自治会、各種団体の抱える課題解決、発展充実のための意見を出し合う会とする。
 - ②共通課題の協議及び解決のための取組み（地域振興計画にまとめ実行する）。
 - ③構成組織の活動に対する協働可能項目の検討。
 - ④地域づくりを推進するための研修会等の企画（公民館との連携、公民館事業の提案・支援）
 - ⑤自治区まちづくり会議等に対する意見集約。 など

この公民館単位を基本として設置するまちづくり推進委員会組織は、住民団体等による任意団体とする。組織を構成する団体等は各地域の実情によって異なると思われるが、組織の規約（案）の一例を以下のとおり示すこととする。

○○地区まちづくり推進委員会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、○○地区まちづくり推進委員会という。

（目的）

第2条 この会は、○○地区的自治会、NPO及び各種団体等（以下「自治会等」という。）相互の連絡協調とその充実発展及び生涯学習による地域づくりを推進し、もって、住民の教養、健康、文化的な生活の向上を図り、住民自治の推進及び地域の社会環境整備を推進することを目的とする。

（組織）

第3条 この会は、○○地区的自治会等から選ばれた者（以下「委員」という。）をもって組織する。

（活動）

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) ○○地区的自治会等の課題の掘り起こし及び課題解決の取り組み
- (2) ○○地区地域振興計画の策定及び実践活動
- (3) 自治会等相互の情報交換及び充実発展のための協議
- (4) 自治会等の活動に対する協働可能項目の検討及び協力
- (5) ○○地区的地域づくりを推進するための研修会、講習会等の学習活動の企画、及び公民館との連絡協調による実践
- (6) その他、この会の目的達成に必要な事項

（会長、副会長及び監事）

第5条 この会に会長、副会長及び監事を置き、委員の互選により決定する。

2. 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、または会長が欠けたときはその職務を代理する。
4. 監事はこの会の会計を監査する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は2年とし、○月○日から翌々年の○月○○日までとする。ただし、任期が満了したときにおいても、後任者が選任されるまでの間は委員をつとめるものとする。

2. 欠員を生じた場合は、自治会等は後任の委員を選出する。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（事務局）

第7条 この会の事務局を○○公民館に置き、その構成は次のとおりとする。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 1名

2. 事務局長は〇〇公民館館長がつとめる。
3. 事務局員は〇〇公民館主事がつとめる。

(会議)

第8条 この会の会議は、〇〇地区まちづくり推進会議及び総会とする。

2. 〇〇地区まちづくり推進会議は、必要に応じ会長が招集し、議事の進行は会長がつとめる。
3. 〇〇地区まちづくり推進会議のうち最低年1回は総会とし、次の事項を協議する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 活動報告、収支決算及び活動計画、収支予算に関すること
 - (3) その他この会の活動に関する重要事項
4. 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(経費)

第9条 この会の経費は自治会等の負担金、市等からの補助金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年の〇月〇〇日に終わる。

(決算及び監査)

第11条 この会の会計は、各年度末に決算して、監事の監査を受けなければならない。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、この会の会務の執行に関し必要な事項は会長が定める。

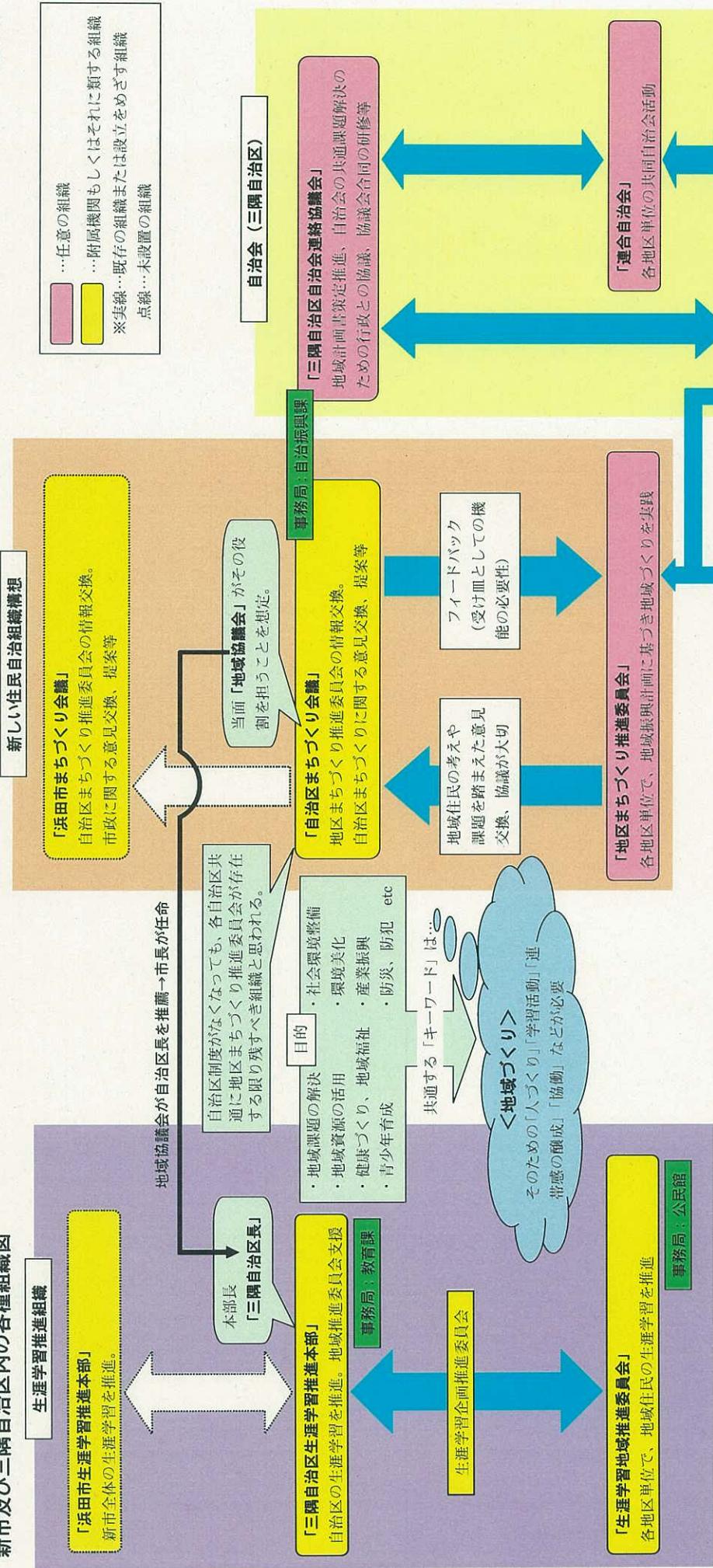
付 則

1. この規約は平成 年 月 日から施行する。
2. 最初に開催する〇〇地区まちづくり推進会議は、第8条第2項の規定にかかわらず〇〇公民館館長が招集する。

(3) まちづくり推進委員会の組織化

三隅自治区においては、生涯学習推進組織、また住民自治組織の協議会などが確立されており、活動も他の自治区に比べ一日の長があると言える。それに加え、新たなまちづくり組織として、自治区まちづくり会議や地区まちづくり推進委員会という組織を作ろうとしている。それら組織の現況及び新たなまちづくり組織を整理すると、図6のとおりである。

新市及び三隅自治区内の各種組織



◎住民自治組織
各自治会及びそれらで組織する自治会連絡協議会との関係は、協議会の活動方針そのものを、自治会による総会で決定しているため、連携の程度は強いと評価できる。地域計画書策定の取り組みも、自治会連絡協議会が推進主体となって、2.5自治会で地域計画書が策定されている。

◎新たな住民自治組織のシステム
現在、自治区制度の実効性をより高めるため、地域協議会がすでに発足しており、その受け皿としての機能を果たす必要性からも、地区まちづくり推進委員会の設立は必要である。現在の住民自治組織（自治会）と各種団体が情報交換、情報の共有化、協働関係を構築する上で、今後重要な組織になるべきである。なお、地区まちづくり推進委員会の委員に住民自治組織からも選任することとし、また、その代表者（推薦された者）が地区協議会委員になるとともに想定していることから、これらのがいわゆる「横の連携」もある程度図ることが可能ではないかと推察する。自治振興課が、地域協議会及び自治会連絡協議会両方の事務局を担当していることからも、事務局の存在を通して両方に適宜必要な情報提供を行ったり、議題設定することも可能である。

◎生涯学習推進組織
三隅自治区内の組織は他の自治区にはないしっかりした組織が構築されている。ただ、地域づくりのための生涯学習、住民自治組織との連携には地区で、若干の温度差があるようと思われる。
※いずれの組織も縦軸の連携はなされているものの、横の連携となると、弱いと言わざるを得ない。今後支所職員の減などを考えても、横の連携構築は欠かせないし組織の簡素化も考慮すべきである。そのためには、組織を統一するか、あるいは、当面その組織を存続させることでそれら組織連携を図ることを考えるべきではなかろうか？

図6の組織図のうち、生涯学習推進組織については、三隅自治区の生涯学習地域推進委員会及び生涯学習推進本部は確固たるものに組織化され、他の自治区の模範例となっている。また自治会組織についても、多くの地域に自治会が組織され、自治会連絡協議会も大きな目標として、「地域計画書」の策定をかけ、毎年総会を開催し、活動方針や事業計画を樹立しながら活動している。今回、新たに組織化を促進しようとしているのは、「新しい住民自治組織構想」の部分である。このうち、「自治区まちづくり会議」については、地域協議会がその機能を担うという考え方で、各自治区の合意形成はできるように思われる。課題は、公民館単位を基本として設置しようとする「地区まちづくり推進委員会」である。

三隅自治区においては、この組織を、生涯学習地域推進委員会を発展的にシフトするという案を示したが、公民館職員等と協議する中で、以下のような問題点が明らかになった。

- ①教育委員会においては、三隅の生涯学習推進組織をモデルに新市に広げようとしており、今「生涯学習地域推進委員会」を解体することには、若干の抵抗感がある。自治区の生涯学習推進本部との関係も整理しにくい。
- ②前記のように解体しにくい組織ではあるが、生涯学習推進組織と住民自治組織あるいは自治会との共通するキーワードは「地域づくり」であり、同じような目標をもつ組織をいくつも作る必要性のない意見を持つ公民館もある。
- ③白砂地区においては、公民館単位で白砂自治会がすでに組織されており、白砂自治会が「地区まちづくり推進委員会」の機能を担うこともあり得るという見方もできる。したがって、各地域が同じように「地区まちづくり推進委員会」を設置する必要性があるとも言えない。
- ④仮に、「生涯学習地域推進委員会」と「地区まちづくり推進委員会」の両方の組織を作ることとし、公民館がその事務局を担うとした場合、公民館主事及び公民館長の勤務日数、勤務時間の上限の規制から、今の業務でさえ仕事を遂行することが難しいことに加えさらに負担が大きくなることになり、人的要因により事務局を担当することは困難な状況にある。

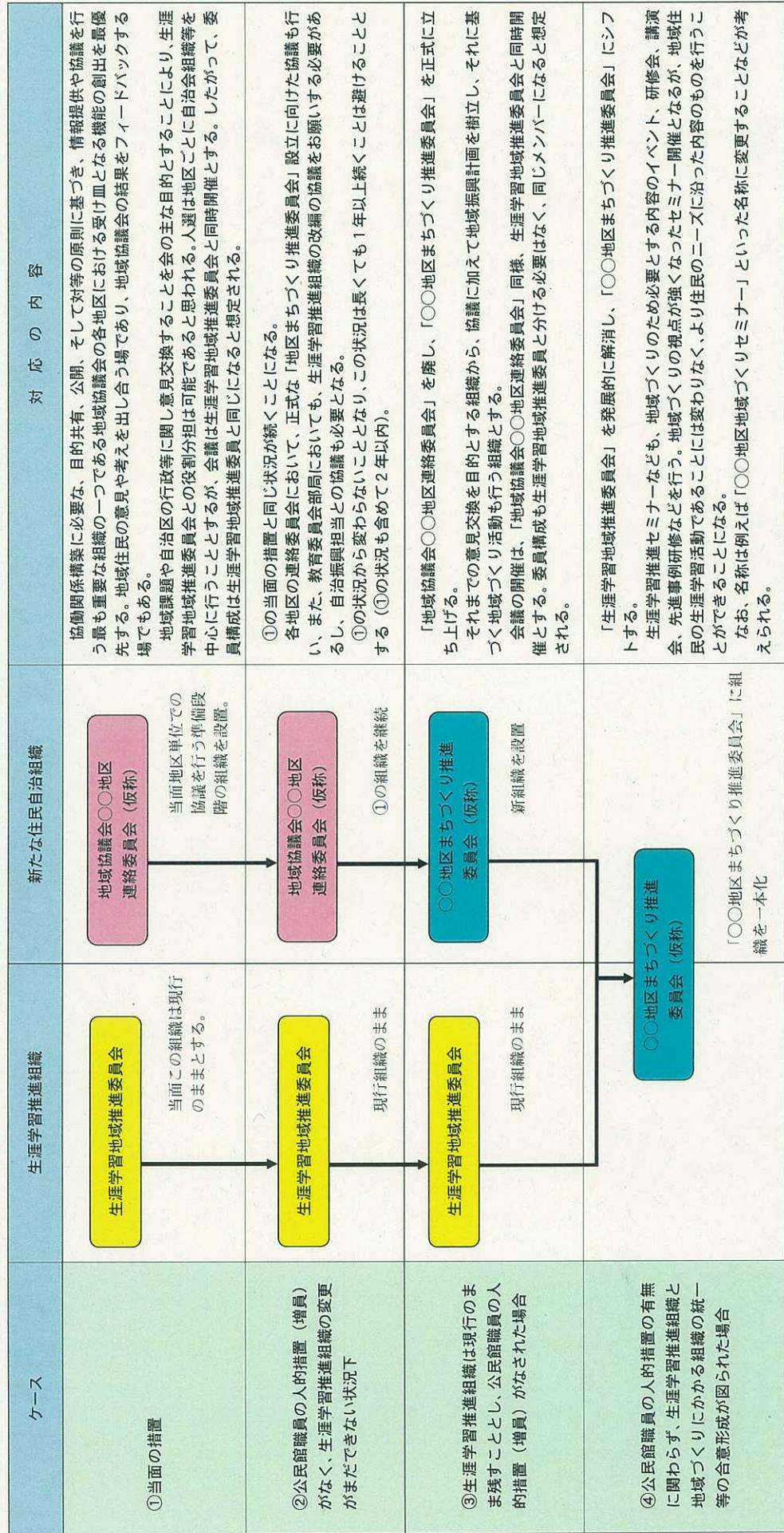
一方、教育委員会においては、今後の職員配置のためのバックデータとするための公民館職員の業務量調査を実施すると聞いている。しかし、それによって三隅自治区の公民館に職員の増員が約束されるものではないし、生涯学習推進組織についての考え方も、教育委員会の方針が現段階で決まったものもない。そこで、当面の措置及びそれぞれのケースごとの対応については別紙図7のとおり提案したい。

引用文献

- ・群馬県庁ホームページ
- ・ウィキペディアフリー百科事典
- ・宇都市役所市民活動課資料
- ・横浜市市民活力推進局市民協働推進部協働推進課ホームページ
- ・P H P 総合研究所ホームページ
- ・浜田市、那賀郡地域振興プロジェクトチーム検討報告書
- ・「地方分権から地域分権へ」(blog.revitalization.jp/)

<図7>

生涯学習推進組織と新たな住民自治組織の構築プラン（案）



公民館職員の現在の勤務日数や勤務時間及び業務の状況から、たまに「地区まちづくり推進委員会」の事務局をまかせるのは困難であるという判断から、当面は、地域協議会の各地区的受け皿的なものとして、意見交換を主な目的とする「地域協議会○○地区連絡委員会（仮称）」をスタートさせる。会議は生涯学習地域推進委員会にあわせ開催することとし、議題の中に、地域協議会の報告や意見を求める場を設けるものとすることから、公民館への負担が大きくならないようになる。

その後、公民館職員の人的措置、あるいは生涯学習推進組織の見直しの合意形成にかかる状況変化によって、上記②～④のような対応をする。そのためには、今後も教育委員会内部における協議はともとおり、自治振興担当セクションとの協議も必要となる。

職員の地域担当制度も、現行の各地域単位に配置する形に変更し、アドバイザーとして、あるいは生涯学習地域推進委員会が策定する地域計画書（助言等）を行うようになりますなど、改変の検討も必要になる。

自治会連絡協議会が推進している「地域計画書」の策定も、地域計画書の策定がままならない地域があることからも、その対応策として検討すべきであると考える。